

# 男鹿市一般ガス供給約款

令和4年11月1日

秋田県男鹿市

## 目 次

第1章 総 則	1
第2章 使用の申込み及び契約	3
第3章 工事及び検査	5
第4章 検針及び使用量の算定	10
第5章 料金等	13
第6章 供 給	16
第7章 保 安	18
第8章 雑 則	19
付 則	20
(別 表)	
別表第1 供給区域	21
別表第2 本支管工事費の本市負担額	23
別表第3 本支管及び整圧器	24
別表第4 ガスメーターの誤差が使用公差を超えている場合の使用量の算式	24
別表第5 最高圧力を超える圧力で供給する場合の使用量の算式	24
別表第6 契約に適用する料金表	24
別表第7 早収料金の日割計算 (1)	27
別表第8 早収料金の日割計算 (2)	27
別表第9 標準熱量より2パーセントを超えて低い場合において 料金から減額する金額の算式	28
別表第10 燃焼速度・ウォッベ指数	28

# 男鹿市一般ガス供給約款

## 第1章 総 則

### (趣 旨)

第1条 この約款は、本市が行うガス事業法（昭和29年法律第51号。以下「法」という。）

第2条第1項に規定する一般ガス事業のガスの供給に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (供給区域)

第2条 本市のガスの供給区域は、別表第1に定める区域とする。

### (供給約款の認可及び変更)

第3条 本市は、法第17条第1項の規定に基づき、東北経済産業局長の認可を受けて、この約款を定める。

2 本市は、法第17条第1項の規定に基づき、東北経済産業局長の認可を受けて、この約款を変更し、又は同条第3項の規定に基づき、この約款を変更して、東北経済産業局長に届け出ることがある。これらの場合において、料金その他の供給条件は、変更後のこの約款による。

### (定 義)

第4条 この約款において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 熱量 温度零度及び圧力101.325キロパスカルの状態のもとにおける乾燥したガス1立方メートルの総熱量をいう。
- (2) 標準熱量 使用者に供給するガスについて、法及びこれに基づく命令(以下「法令」という。)で規定する方法によって測定するガスの熱量の毎月の算術平均値の最低値をいう。
- (3) 最低熱量 使用者に供給するガスの熱量の最低値をいう。
- (4) 圧力 ガス栓の出口におけるガスの静圧力をゲージ圧力で表示したものをいう。
- (5) 最高圧力 使用者に供給するガスの圧力の最高値をいう。
- (6) 最低圧力 使用者に供給するガスの圧力の最低値をいう。
- (7) 供給施設 導管、整圧器、ガスメーター及びガス栓をいう。
- (8) 本支管 導管のうち、原則として公道（道路法(昭和27年法律第180号)その他の法令に定めのある国又は地方公共団体の管理する道路をいう。)に並行して埋設するものをいい、附属するバルブ及び水取器等を含む。なお、次に掲げる事項のすべてを満たす私道に埋設する導管については、将来本市が当該設備の変更又は修繕を行うことに関し、あらかじめ当該場所に係る土地の所有者の承諾を得られる場合に限り、本支管として取り扱う。
  - ア 不特定多数の人及び原則として道路構造令(昭和45年政令第320号)第4条第2項に定める普通自動車の通行が可能であること。

- イ 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条に定める基準相当を満たすものであること。
- ウ 工事によって地盤沈下等が発生するおそれ又は第三者の所有地に影響を及ぼすおそれがないこと。
- エ 本支管新設時の道路形態が長期にわたり確保されるものであること。
- オ その他本市が本支管、供給管を管理するうえで著しい障害がないと判断できること。
- (9) 供給管 導管のうち、本支管から分岐して使用者が占有し、又は所有する土地と道路との境界線に至るまでのものをいう。
- (10) 内管 導管のうち、前号に規定する境界線からガス栓までのものをいう。
- (11) 昇圧供給装置 ガスを昇圧して供給するもので、蓄ガス器(ガスを高圧で蓄える容器をいう。)を備えないものをいう。
- (12) ガスメーター 料金算定の基礎となるガス使用量を計量する機能を持った計量器をいい、これに装着された装置のうち漏えい検知器を含む。
- (13) マイコンメーター マイクロコンピュータを内蔵したガスメーターで、ガスの使用状態を常時監視し、漏えい、使用量の急増や長時間使用時など、記憶させた条件に一致したときは、ガスを遮断するなどの保安機能を有するものをいう。
- (14) 使用状況の変更 ガス栓の増減、内管及びガスメーターの位置替え等の供給施設の変更をいう。
- (15) ガス工作物 ガスの製造及び供給のための施設であって、ガス事業の用に供するものをいう。
- (16) 消費機器 ガスを消費する場合に用いられる機械又は器具(附属装置を含む。)をいう。
- (17) 消費税等相当額 消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)の規定により課される消費税及び地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)の規定により課される地方消費税に相当する金額をいう。この場合において、1 円未満の端数が生じたときは、その端数の金額を切り捨てる。
- (18) 検針 ガスの使用量(以下「使用量」という。)を算定するために、ガスメーターの指示値を目視又は通信設備等により読み取ることをいう。
- (19) 検針日 次の日をいう。  
ア 第 24 条第 1 項及び第 2 項第 1 号から第 4 号までの規定に基づき検針を行った日  
イ 第 26 条第 2 項の規定により使用量を算定した日  
ウ 第 26 条第 5 項の規定により使用量を算定した場合は、検針すべきであった日
- (20) 定例検針 第 24 条第 1 項に定める検針をいう。
- (21) 定例検針日 検針日のうち定例検針を行った日をいう。
- (22) 料金算定期間 検針日の翌日から次の検針日までの期間をいう。ただし、新たにガスの使用を開始した場合又は第 40 条の規定によりガスの供給を再開した場合は、その開始した日又は再開した日から次の検針日までの期間とし、第 39 条第 1 項の規定によりガスの供給を停止した日に第 40 条の規定によりガスの供給を再開した場合は、その供給再開日の翌日から次の検針日までの期間とする。
- (23) 基本料金(税込)、基準単位料金(税込) 基本料金及び基準単位料金それぞれの消費税等相当額を含んだ金額をいい、消費税法第 63 条の 2 の規定に基づき記載するものとする。
- (24) 基本料金(税抜)、基準単位料金(税抜) 基本料金及び基準単位料金それぞれの消費税

等相当額を含まない金額をいう。

(25) 休日 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、土曜日、日曜日、1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までをいう。

## 第2章 使用の申込み及び契約

(使用の申込み等)

第5条 ガスを新たに使用しようとする者又はガスの使用状況を変更しようとする者(第12条第1項ただし書により本市が承諾した工事人(以下「承諾工事人」という。)に申し込む者を除く。)は、あらかじめこの条例を承諾のうえ、本市に申し込まなければならない。

2 前項の申込みをする場合において、本市が必要と認めるときは、本市所定の申込書を使用するものとする。

3 本市は、第1項において、建築業者、宅地造成業者、都市基盤整備公団、住宅供給公社等(以下「建築業者等」という。)が申込みをした場合には、その建築業者等を使用者とみなすものとする。

4 本市は、第1項の申込みの際における消費機器の1時間当たりの標準ガス消費量及び将来のガスの使用予定を考慮し、ガスメーターの能力(ガスメーターの1時間当たりの使用最大流量を立方メートルで表示した数値をいう。以下同じ。)を決定する。

5 前項のガスメーターの能力は、原則として、当該ガスの使用申込みのときに使用者が設置している消費機器及び将来設置を予定している消費機器(使用開始時において、第1項に規定する使用状況を変更することなく使用できる消費機器に限る。)が同時に使用されたときの1時間当たりの標準ガス消費量を通過させることができる適正なガスメーターの能力とする。ただし、家庭用の場合には、次の消費機器は算出する場合の消費機器から除くものとする。

(1) オープン、卓上コンロ等でガス消費量又は使用頻度が少ないもの

(2) 暖房器具又は温水器具等がそれぞれ2個以上ある場合は、使用状況を十分調査し、同時に使用しないと認められた個数の器具(器具に大型のものと小型のものとあるときは、小型のものとする。)。また、家庭用以外にガスを使用する場合は、その使用状況に応じ、使用者と協議のうえ適正なガスメーターの能力を決定することができる。

(契約の成立及び変更)

第6条 ガスの供給及び使用に関する契約(以下「契約」という。)は、前条第1項の申込みを本市が承諾したときに成立する。契約を変更しようとするときも、同様とする。

2 使用者が希望するとき、又は本市が必要とするときは、ガスの需給に関し、必要な事項について、契約書を作成することができる。この場合において、契約は、前項の規定にかかわらず契約書において定める契約成立の日に成立したのものとする。

(承諾の義務)

第7条 本市は、第5条第1項に規定する申込みを受けた場合は、次項又は第3項に規定す

る場合を除き、これを承諾する。

- 2 本市は、次に掲げる本市の責めによらない事由によりガスの供給が不可能な場合には、申込みの全部又は一部を承諾しないことができる。この場合において、本市は、遅滞なくその理由を申込者に通知するものとする（次項において同じ。）
  - (1) ガス工作物を設置すべき土地、道路又は河川が、法律、命令、条例又は規則によりガス工作物に関する当該工事を制限又は禁止されている場合
  - (2) 災害等によりガスの製造能力又は供給能力が減退した場合
  - (3) 海上輸送の途絶等不可抗力により原料が不足した場合
  - (4) ガスの使用申込みに係る場所が特異地形等であって、ガスの供給が技術的に困難である場合又は保安の維持が困難と認められる場合
  - (5) その他物理的若しくは人為的又は能力的原因により本市の正常な企業努力ではガスの供給が不可能な場合
- 3 本市は、申込者が本市と締結している他の契約（既に消滅しているものを含む。）に係る料金を第 29 条第 4 項に規定する支払期日を経過しても支払っていない場合は、申込みの全部又は一部を承諾しないことができる。

（名義の変更）

第 8 条 ガスを新たに使用しようとする者のうちガスの使用に関する前使用者の権利及び義務を承継する者は、その旨を明らかにして使用者の名義の変更を本市に届け出なければならない。

（解 約）

第 9 条 使用者がガスの使用を廃止しようとする場合は、あらかじめその廃止の期日を本市に通知しなければならない。

- 2 前項の廃止の期日をもって、契約消滅（以下「解約」という。）の期日とする。ただし、特別の理由なくして本市がその通知を廃止の期日後に受けた場合は、その通知を受けた日をもって解約の期日とする。
- 3 使用者が本市に通知することなく明らかにガスの使用を廃止したと認められる場合は、本市がガスの供給を終了させるための措置（ガスメーターコックの閉栓、ガスメーターの取外しその他ガスの供給を遮断することをいう。）を行った日に解約があったものとみなす。
- 4 本市は、第 7 条第 2 項に規定する理由に該当することとなったためガスの供給の継続が困難な場合は、文書によって解約することができる。
- 5 本市は、第 39 条第 1 項の規定に基づきガスの供給を停止された使用者が本市の指定した期日までにその理由となった事実を解消しない場合は、文書によって解約することができる。

（解約後の関係）

第 10 条 使用者の契約期間中の料金その他の債権及び債務は、前条の規定による解約後も消滅しない。

- 2 本市は、前条の規定による解約後、本市が必要があると認める場合は、本市所有の既設の供給施設の全部又は一部をその供給施設の設置場所の占有者又は所有者の承諾を得て、その場所に引き続き存置することができる。

### 第3章 工事及び検査

#### (工事の設計見積等)

第11条 本市は、第5条第1項の申込みに伴い内管及びガス栓の工事を必要とするときは、遅滞なく工事の設計及び見積りを行い、工事費の明細を通知し、使用者と協議のうえ、工事予定日を決定する。

- 2 本市は、第5条第1項の申込みに伴い本支管若しくは整圧器の新設工事又は本支管を入れ替え、若しくは整圧器を取り替える工事（以下「入取替工事」という。）を必要とする場合において、第18条第2項から第6項までの規定により使用者から工事負担金を徴収するときは、遅滞なく工事の設計及び見積りを行い、工事負担金の明細を使用者に通知する。

#### (工事の施行)

第12条 供給施設に関する工事は、本市が施行する。ただし、次に掲げる工事については、使用者は、承諾工事人に申し込み、施行させることができる。この場合、工事費その他の条件は、使用者と承諾工事人との間で定めるものとし、その工事に関して補修が必要であるとき、使用者が損害を受けたとき等には、使用者と承諾工事人との間で協議のうえ解決することとし、本市はこれに関与しない。

- (1) 低圧でガスの供給を受けており、使用最大流量が16立方メートル毎時以下のマイコンメーターが既に設置されている一般建物(法に定められている建物区分の一般業務用建物、一般集合住宅又は一般戸建住宅に該当するものをいう。)で、そのガスメーターより下流側で次のいずれかに該当する露出部分の工事

- ア フレキ管を配管してガス栓を増設する工事
- イ フレキ管を配管してガス栓又は配管の位置を替える工事
- ウ 継ぎ手のみ使用してガス栓を増設する工事
- エ 継ぎ手のみ使用してガス栓の位置を替える工事
- オ ガス栓のみを取り替える工事
- カ アからオに掲げる工事に伴う配管の撤去工事

- 2 本市は、本市がその工事を施行した内管及びガス栓を引き渡すに当たっては、あらかじめ内管の気密試験を行うものとする。承諾工事人がその工事を施行した内管及びガス栓を使用者に引き渡すに当たっては、あらかじめ、承諾工事人に内管の気密試験を行わせる。ただし、本市が必要と認めた場合は、本市が内管の気密試験を行うことができる。
- 3 承諾工事人が施行した工事に保安上の瑕(か)疵(し)がある場合は、補修が完了するまで、本市は、当該施設の使用を断ることがある。

(ガスメーターの設置等)

第13条 本市は、1需要場所につきガスメーター1個を設置する。この場合において、1構内をなすものは1構内を、1建物をなすものは1建物を1需要場所とするが、次に掲げる建物については、原則として、当該各号に定めるところにより取り扱う。ただし、本市は、使用者の申込みがあり、かつ、本市が特別な事情があると判断したときには、2個以上のガスメーターを設置することができる。

(1) アパート等の集団住宅 各1戸が独立した住居と認められる場合、各1戸を1需要場所とする。この場合において、独立した住居と認められる場合とは、次のすべての条件に該当する場合をいう。

- ア 各戸が独立的に区画されていること。
- イ 各戸の配管設備が相互に分離して施設されていること。
- ウ 各戸が炊事のための設備等住居に必要な機能を有すること。

(2) 店舗、官公庁、工場等 1構内又は1建物に2以上の会計主体の異なる部分がある場合、各部分を1需要場所とする。

(3) 施設付住宅 1建物にアパート等の住宅部分と店舗等の非住宅部分がある場合は、住宅部分については第1号により、非住宅部分については前号により取り扱う。

2 本市は、使用者と協議のうえ、適正に計量することができ、かつ、検針及び検査、取替え等の維持管理が容易な場所にガスメーターを設置する。

3 本市は、第4条第9号に規定する境界線内において、その使用者のために必要な供給施設の設置に要する場所を無償で使用することができる。この場合において、その場所が借地又は借家に係るときは、使用者は、あらかじめ地主、家主その他の利害関係者の承諾を得ておかなければならない。

(内管等の費用の負担)

第14条 内管及びガス栓は、売渡しとする。ただし、内管及びガス栓の所有権は、工事費の全額が支払われるまでは本市が保留するものとし、その旨の表示を付すことがある。この場合において、使用者は、本市の承諾なしに使用することはできない(第3項、第4項及び次条において同じ。)

2 本市は、内管及びガス栓の工事に要する費用を使用者から徴収する。内管及びガス栓の工事に要する費用の額は、工事の種類及び工事を行う建物の種類に応じて、第1号に定める方法により算定した見積単価(第2号に掲げる工事を除く。)に、延長や個数等の使用数量を乗じて算出した見積金額と別途に必要な附帯工事費、夜間工事費、休日工事費等の加算額に消費税等相当額を加えたものとする。

(1) 内管及びガス栓の見積単価は、工事に要する材料費、労務費、運搬費、設計監督費及び諸経費の費用の実績を基礎として算定し、1メートル当たり、1個当たり又は1箇所当たり等で表示する。なお、見積単価を記載した見積単価表は、本市の企業局に掲示する。

- ア 材料費は、工事に要するガス管、ガス栓、継ぎ手その他の材料のそれぞれの数量にそれぞれの材料単価を乗じて算出する。
- イ 労務費は、歩掛及び賃率に基づき算出する。



ウ 運搬費は、倉庫から工事現場までの材料運搬費及び工作車に係る費用に基づき算出する。

エ 設計監督費は、設計費、見積事務費及び監督費の合計額に基づき算出する。

オ 諸経費は、現場経費、間接業務従事者人件費及び間接経費の合計額に基づき算出する。

(2) 次に掲げる工事、附帯工事その他の工事箇所状況等により特別の工程、工法又は材料を用いる工事に要する費用の額は、その工事に要する材料費、労務費、運搬費、設計監督費及び諸経費の費用に基づき算出した個別の設計見積金額の合計に消費税等相当額を加えたものとする。

ア 溶接配管等の特殊な工法を用いて施行する工事

イ 特別な設備の組み込みを必要とする場合又は特別な建築物等で施行する工事

ウ 本市が別に定めた規格、工法に基づき、工場内で本市が指定する製作品に組み込まれた工事材料を使用者が提供する工事

3 使用者のために設置されるガス遮断装置は、売渡しとし、本市は、これに要する工事費（設計見積金額に消費税等相当額を加えた額をいう。）を使用者から徴収する。ただし、本市が特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。

4 使用者の申込みによりその使用者のために設置される整圧器は、売渡しとし、これに要する工事費（設計見積金額に消費税等相当額を加えた額をいう。）を使用者から徴収する。

(昇圧供給装置の費用の負担)

第15条 使用者の申込みにより設置される昇圧供給装置は、原則として売渡しとし、本市は、これに要する工事費（設計見積金額に消費税等相当額を加えた額をいう。）を使用者から徴収する。

(ガスメーターの費用の負担)

第16条 ガスメーターは、原則として、本市所有のものを設置し、これに要する工事費（所要工事費に消費税等相当額を加えた額をいう。）は、使用者が負担する。ただし、使用者の申込みによらないで本市がガスメーターの位置替えを行った場合は、これに要する工事費は、本市が負担する。

(供給管の費用の負担)

第17条 供給管は、本市の所有とし、これに要する工事費は、本市が負担する。ただし、使用者の申込みにより供給管の位置替えを行う場合は、これに要する工事費（設計見積金額に消費税等相当額を加えた額をいう。）は、使用者の負担とする。

(本支管等の費用の負担)

第18条 本支管及び整圧器（第14条第4項に規定する整圧器を除く。以下同じ。）は、本市の所有とする。

2 本市は、使用者の申込みに伴う本支管及び整圧器の工事について、次に定めるところにより算定した工事費の金額が別表第2に定める本市の負担額を超えるときは、その超えた

金額に消費税等相当額を加えた額を工事負担金として使用者から徴収する。

- (1) 本支管の延長工事を行う場合は、使用者の予定使用量に必要な大きさの本支管及び整圧器(別表第3に掲げる本支管及び整圧器のうち、使用者の予定使用量の供給に必要な最小限の口径のものとする。)の設置に要する工事費の金額
  - (2) 入取替工事を行う場合は、その工事に要する工事費から入取替え時における既設本支管及び既設整圧器と同等のものの材料の価額(すべての既設本支管及び既設整圧器の帳簿価額(消費税等相当額を除いた額をいう。)の平均額のうち、材料価額(消費税等相当額を除いた額をいう。)をいう。)を差し引いた金額
  - (3) 本支管の延長工事が入取替工事を伴う場合は、第1号に規定する金額と前号に規定する金額を合計した金額
- 3 本市は、2以上の使用者から同時に申込みがあった場合で、1の工事(同時に使用の申込みを行った使用者の全数について、本市が一括して同一設計書で処理する工事をいう。)として設計見積りをし、工事を施工することができるときは、使用者と協議のうえ、1の工事として前項の規定を適用することができる。この場合において、本市が同時に設計見積りを行った工事費(消費税等相当額を除いた額をいう。)の金額が、当該2以上の使用者の全数につき別表第2に定める本市負担額を合計した額を超えるときは、その超えた金額に消費税等相当額を加えた金額を工事負担金とし、それぞれの使用者ごとに算定する。
- 4 本市は、2以上の使用者から共同して申込みがあった場合は、その申込みを1の申込みとして第2項の規定を適用することができる。この場合において、工事費(消費税等相当額を除いた額をいう。)の金額が、当該2以上の使用者の全数につき別表第2に定める本市負担額を合計した額を超えるときは、その超えた金額に消費税等相当額を加えた金額を工事負担金とし、それぞれの使用者ごとの算定は行わない(次項及び第6項において同じ)。
- 5 本市は、建築業者等が2以上のガスの使用予定者のために申込みを行う場合は、2以上の使用者から共同して申込みがあったものとして取り扱うものとする。この場合において、工事費(消費税等相当額を除いた額をいう。)の金額が、使用予定者の数に別表第2に定める本市負担額を乗じて算定した額を超えるときは、その超えた金額に消費税等相当額を加えた金額を工事負担金とする。
- 6 本市は、宅地分譲地に係るガスの使用の申込みがあった場合は、次により工事負担金を算定する。
- (1) 申込みに係る使用予定者数に対するガスの供給に必要な工事費(消費税等相当額を除いた額をいう。)の金額が、3年経過後に予想されるガスの使用予定者数に別表第2に定める本市負担額を乗じて算定した額を超えるときは、その超えた金額に消費税等相当額を加えた金額を工事負担金とする。この場合において、3年経過後のガスの使用予定者数は、原則として、使用予定者数の50パーセントを超えるものとする。ただし、特別の事情がある場合は、30パーセント以上とすることができる。
  - (2) 「宅地分譲地」とは、住宅等の用地として分譲することを目的に整地分割される土地であって、建築業者等により、ガスの使用申込みを受け、かつ、3年経過後のガスの使用予定者数を推計できるものをいう。ただし、既築の建物が区画数の50パーセント以上の場合、除くものとする。

(3) 住宅等の用地として分譲することを目的に整地分割される土地であって建築業者等により、ガスの使用申込みを受けたときに3年経過後のガスの使用予定者数を推計できない場合は、使用者と協議のうえ、工事負担金を決定することがある。

#### (工事材料の提供)

第19条 本市は、使用者が工事材料を提供する場合（第2項に規定する場合を除く。）は、検査を行い、それを用いることがある。この場合において、その材料を工事費算定の基礎となる単価で見積もり、その金額を材料費から控除して工事費を算定する。また、本市は、提供された工事材料の検査に要する費用（所要費用に消費税等相当額を加えた額をいう。）を使用者から徴収する。

2 本市は、別に定めた規格・工法に基づき工場内で本市が指定する製作品に組み込まれた工事材料を使用者が提供する場合には、その検査を行い、それを用いることがある。この場合においては、その工事材料を控除して工事費を算定する。また、別に定める検査に要する費用（所要費用に消費税等相当額を加えた額をいう。）を使用者から徴収する。

3 前項に規定する工事材料とは、次のいずれにも該当するものに限る。これを用いる場合においては、使用者は、あらかじめ本市と別途契約を締結するものとする。

(1) 法令及び本市の定める材料、設計及び施行基準に適合するものであること。

(2) 本市が指定する講習を終了した者により、本市が指定する工場であらかじめ組み込まれたものであること。

#### (修繕費)

第20条 供給施設の修繕費（所要費用に消費税等相当額を加えた額をいう。）は、原則として、その供給施設の所有者の負担とする。

#### (工事契約の解約又は変更に伴う費用の負担等)

第21条 本市は、工事着手後、使用者の都合により供給開始に至らず契約が解約又は変更となった場合は、原則として、既に要した費用（所要費用に消費税等相当額を加えた額をいう。）を使用者から徴収する。

2 前項に規定する場合において、本市が損害を受けたときは、原則として、本市はその損害の賠償を使用者に請求する。

#### (工事費等の徴収及び精算)

第22条 本市は、第14条第2項から第4項まで、第16条、第17条及び第19条の規定により算定した工事費を、原則として、その工事完成日（ガスメーターの取付作業を含む工事にあつてはガスメーターの取付日とし、それ以外の工事にあつては引渡日をいう。）までに全額徴収する。

2 本市は、第18条第2項から第6項までの規定により算定した工事負担金を、原則として、その工事完成日（申込者がガスの引用可能な状態になる日をいう。）までに全額徴収する。

3 本市は、次に該当する場合は、着手金を工事着手前に徴収し、使用者が負担する第14条第2項から第19条までの規定により算定した工事費及び工事負担金（以下「工事費等」

という。)を、その工事完成日までに2回以上に分割して徴収することができる。

- (1) 長期にわたる工事(工事着手予定日から工事完成予定日までの期間が、原則として、6か月を超える工事をいう。)
  - (2) その他本市が特に必要と認めた工事
- 4 本市は、増設工事等で小規模な工事(工事費等が10万円以下の工事をいう。)については、債権保全上必要と認める場合その他の特段の事情がある場合を除き、工事費等を使用者からの申出があれば、工事完成日以降に徴収することができる。
  - 5 本市は、前各項の規定にかかわらず、債権保全上必要と認めた場合は、工事着手前に工事費等を全額徴収する。
  - 6 本市は、使用者からの工事の申込みを受けるに当たり、工事着手前に工事費等の納入方法等について別途契約書を取り交わすことができる。
  - 7 本市は、工事費等を受領した後、次の事情によって工事費等に著しい差異が生じたときは、工事完成日以降、遅滞なく精算する。
    - (1) 当初の設計により着工した後で、使用者の申出による導管の延長、口径、材質その他工事に要する材料の変更及び特別の工程等工事の施工条件に変更があったとき。
    - (2) 当初の設計時に予知することができない地下埋設物、掘削規制等工事の施工条件に係る変更があったとき。
    - (3) 工事に要する材料の価額(材料の価額に消費税等相当額を加えた額をいう。)又は労務費に著しい変動があったとき。
    - (4) その他工事費(所要工事費に消費税等相当額を加えた額をいう。)に著しい差異が生じたとき。

(供給施設等の検査)

- 第23条 使用者は、本市にガスメーターの計量検査を請求することができる。この場合において、本市は、検査に要する費用(所要費用に消費税等相当額を加えた額をいう。次項において同じ。)を使用者から徴収する。ただし、検査の結果、ガスメーターの誤差が計量法(平成4年法律第51号)に定める使用公差を超えている場合は、検査に要する費用を徴収しない。
- 2 使用者は、本市に内管、ガス栓、料金の算定の基礎とならないガスメーター及び消費機器等の検査を要求することができる。この場合において、本市は、検査に要する費用を使用者から徴収する。
  - 3 本市は、前2項の規定により検査を行った場合は、その結果を速やかに使用者に通知する。
  - 4 使用者は、第1項又は第2項の規定により検査が行われる場合は、自ら検査に立ち会い、又は代理人を検査に立ち合わせることができる。

#### 第4章 検針及び使用量の算定

(検 針)

第24条 本市は、原則として使用者の属する検針区域ごとに検針の基準となる日を設定し、休日等を考慮のうえ本市が定めた日に毎月1度検針を行う。

2 本市は、前項に定めるほか、次に掲げる日に検針を行う。

- (1) 使用者が新たにガスの使用を開始した日
- (2) 第9条第2項から第4項までの規定により解約等を行った日
- (3) 第39条第1項の規定によりガスの供給を停止した日
- (4) 第40条の規定によりガスの供給を再開した日
- (5) ガスメーターを取り替えた日

3 本市は、使用者が新たにガスの使用を開始する場合で、使用開始日からその直後の定例検針日までの期間が5日（第4条第25号に規定する休日を除く。）以下のときは、使用開始直後の定例検針を行わないことができる。

4 本市は、使用者が第9条第1項から第3項までの規定により解約する場合で、解約の期日直前の定例検針日から解約の期日までの期間が5日（第4条第25号に規定する休日を除く。）以下のときは、解約の期日直前の定例検針を行わないか、又は既に行った解約の期日直前の定例検針を行わなかったものとすることができる。

5 本市は、第2項第3号に定める検針日から同項第4号に定める検針日までの期間が5日（第4条第25号に規定する休日を除く。）以下のときは、行った検針のいずれも行わなかったものとするすることができる。

6 本市は、使用者の不在又は災害等やむを得ない場合には、検針すべき日であっても検針しないことができる。

(計量の単位)

第25条 使用量の単位は、立方メートルとする。

2 検針は、小数点第1位以下の端数を読まない。

3 次条第6項又は第9項の規定により使用量を算定した場合は、小数点第1位以下の端数を切り捨てる。

(使用量の算定)

第26条 本市は、前回の検針日及び今回の検針日におけるガスメーターの読みにより、その料金算定期間の使用量を算定する。

2 本市は、使用者が不在等のため検針すべき日に検針できなかった場合は、次により使用量を算定する。

- (1) 検針できなかった料金算定期間(以下「推定料金算定期間」という。)の使用量は、原則として、その直前の料金算定期間の使用量と同量とする。
- (2) 前号の規定を適用した場合、推定料金算定期間の次の料金算定期間(以下「翌料金算定期間」という。)の使用量は、次の算式により算定する。

$$V2 = M2 - M1 - V1$$

(備考)

$$V1 = \text{推定料金算定期間の使用量}$$

$$V2 = \text{翌料金算定期間の使用量}$$

M1 = 推定料金算定期間開始日前日の検針におけるガスメーターの指示値

M2 = 翌料金算定期間終了日の検針におけるガスメーターの指示値

(3) 前号の規定により算定した結果がマイナスになる場合は、翌料金算定期間の使用量は次のアの算式で、推定料金算定期間の使用量は次のイの算式で算定した使用量に見直すものとする。

ア  $V2 = (M2 - M1) \times 1 / 2$  (1立方メートル未満の端数は、切り上げる。)

イ  $V1 = (M2 - M1) - V2$

(備考)

V1 = 推定料金算定期間の使用量

V2 = 翌料金算定期間の使用量

M1 = 推定料金算定期間開始日前日の検針におけるガスメーターの指示値

M2 = 翌料金算定期間終了日の検針におけるガスメーターの指示値

3 本市は、使用者が不在等のため検針できなかつた場合でその使用者の不在等の期間が明らかなきには、その推定料金算定期間の使用量を次のとおりとする。

(1) 使用者が推定料金算定期間を通じて全く不在等であつたことが明らかなきには、その月の使用量は0立方メートルとする。

(2) 使用者の過去の使用実績からみて、使用期間に応じて使用量を算定することが可能と認められるときは、その月の使用量は、その使用期間に応じて算定した使用量とする。

4 本市は、ガスの使用が可能となつた日以後の最初の検針日に使用者が不在等のため検針できなかつた場合には、その推定料金算定期間の使用量を0立方メートルとする。

5 本市は、災害等やむを得ない事情のため検針すべき日に検針できなかつた場合の料金算定期間の使用量を前3項の規定に準じて算定する。ただし、後日ガスメーターの破損又は滅失等が判明した場合は、第7項又は第8項の規定に準じて使用量を算定し直すものとする。

6 本市は、ガスメーターの誤差が、計量法に定める使用公差を超えていることが判明した場合における使用量は、使用者と協議のうえ、ガスメーターを取り替えた日前3か月分を超えない範囲内で別表第4の算式により算定する。ただし、その誤差の発生時期が明らかに確認できる場合は、その時期から算定する。

7 本市は、ガスメーターの故障、災害等によるガスメーターの破損又は滅失その他の理由により使用量が不明の場合における使用量は、前3か月分若しくは前年同期の同一期間の使用量又は取り替えたガスメーターによる使用量その他の事情を考慮して、使用者と協議のうえ算定する。

8 本市は、災害等によりガスメーターが破損又は滅失して使用量が不明の使用者が多数発生し、使用量算定のための使用者との協議が著しく困難な場合のその料金算定期間の使用量は、前項の基準により算定することができる。この場合において、本市は、使用者からの申出があるときは、協議のうえ、改めて使用量を算定し直すものとする。

9 本市は、第37条第2項の規定による圧力のガスを供給した場合における使用量は、別表第5の算式により算定する。

(使用量の通知)

第 27 条 本市は、前条の規定により使用量を算定した場合は、速やかにその使用量を使用者に通知する。

## 第 5 章 料金等

(料金の起算及び支払義務)

第 28 条 料金の算定は、ガスの使用が可能となった日（使用者の申込みにより、ガスメーターを開栓（検査等のために一時閉栓し、その後に開栓する場合は除く。）した日をいう。）から起算する。

2 料金の支払義務は、納入通知書の発行の日又は口座振替データ作成の日に発生する。

(料金の算定等)

第 29 条 本市は、次に定める額を使用者から料金として徴収する。

(1) 支払義務発生の日の翌日から 20 日以内(以下「早収期間」という。)に支払うとき(支払義務発生の日の翌日から 20 日目が休日の場合は、その直後の休日でない日までに支払うとき)は、早収料金(第 27 条の規定により通知した使用量に基づき、別表第 6 の料金表を適用して算定したものをいう。以下同じ。)に消費税等相当額を加えた額

(2) 早収期間経過後支払うときは、早収料金を 3 パーセント割増ししたもの(以下「遅収料金」という。)に消費税等相当額を加えた額

2 本市は、第 6 項の規定により早収料金の日割計算を行う場合を除き、1 料金算定期間を「1 か月」として早収料金を算定する。

3 本市は、料金を口座振替により支払う使用者で、本市の都合により料金を早収期間の最終日の翌日以降にその預金口座から引き落とされた場合は、早収期間内に納入されたものとする。

4 本市は、遅収料金に消費税等相当額を加えた額を早収期間経過後 30 日以内に徴収する。ただし、早収期間経過後 30 日目が休日のときは、その直後の休日でない日までに徴収する。

5 本市は、使用者が第 13 条第 1 項ただし書の規定により 1 需要場所で 2 個以上のガスメーターを設置している場合において使用者から申込みがあったときは、それぞれのガスメーターの読みにより算定した使用量を合計した量を、ガスメーター 1 個の使用量とみなして算定した金額に消費税等相当額を加えた額を料金として徴収する。

6 本市は、次に規定する場合の料金算定期間の早収料金は、次項及び第 8 項の日割計算により算定する。ただし、本市の都合により料金算定期間の日数が 36 日以上になった場合は、この限りではない。

(1) 定例検針日の翌日から次の定例検針日までの日数が 24 日以下又は 36 日以上となった場合

(2) 使用者が新たにガスの使用を開始した場合

(3) 第 9 条第 2 項、第 3 項及び第 4 項の規定により解約を行った場合

(4) 第 39 条第 1 項の規定によりガスの供給を停止した場合(第 24 条第 3 項、第 4 項又は第

5項の規定が適用された場合を除く。)

(5) 第40条の規定によりガスの供給を再開した場合(第24条第3項、第4項又は第5項の規定が適用された場合を除く。)

(6) 第38条第1項の規定によりガスの供給を1日を超えて中止し、又は使用者にガスの使用を中止させた場合。ただし、その料金算定期間を通じてガスを全く使用できなかった場合は、料金を徴収しない。

7 本市は、前項第1号から第5号までの規定により早収料金の日割計算を行う場合は、別表第7による。

8 本市は、第6項第6号の規定により早収料金の日割計算を行う場合は、別表第8による。

9 本市は、毎月の料金について適用する基本料金(税抜)及び単位料金(基準単位料金(税抜)又は調整単位料金)をあらかじめ使用者に通知し、使用者が料金を算定できるようにする。

(単位料金の調整)

第30条 本市は、毎月、次項第2号の規定により算定した平均原料価格が次項第1号に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算式により別表第6の料金表の基準単位料金(税抜)に対応する調整単位料金を算定する。この場合においては、基準単位料金(税抜)に替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算定する。なお、調整単位料金の適用基準は、別表第6第2項第2号のとおりとする。

(1) 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき。

調整単位料金(1立方メートル当たり)

$$= \text{基準単位料金(税抜)} + 0.10 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円}$$

(2) 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき。

調整単位料金(1立方メートル当たり)

$$= \text{基準単位料金(税抜)} - 0.10 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円}$$

(備考)

上記第1号及び第2号の算式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は、切り捨てる。

2 前項に規定する基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、次のとおりとする。

(1) 基準平均原料価格(トン当たり)66,710円

(2) 平均原料価格(トン当たり) 別表第6第2項第2号に定められた各3か月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たりLNG平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し、10円単位とする。)、トン当たりLPG平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し、10円単位とする。)及びトン当たり国産天然ガス平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位とする。)をもとに次の算式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額とする。

(算式)

$$\begin{aligned} \text{平均原料価格} &= \text{トン当たりLNG平均価格} \times 0.1688 \\ &+ \text{トン当たりLPG平均価格} \times 0.1450 + \text{トン当たり国産天然ガス平均価格} \times 0.7217 \end{aligned}$$



(備考)

トン当たりLNG平均価格、トン当たりLPG平均価格及びトン当たり国産天然ガス平均価格は、本市の揭示場に揭示する。

(3) 原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額とする。

(算式)

ア 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき。

原料価格変動額＝平均原料価格－基準平均原料価格

イ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき。

原料価格変動額＝基準平均原料価格－平均原料価格

(料金の精算等)

第31条 本市は、第26条第2項第3号の規定により推定料金算定期間の使用量を見直した場合は、推定料金算定期間の料金として既に徴収した金額と推定料金算定期間の見直し後の料金に翌料金算定期間の料金を加えた合計金額との差額を精算する。

2 本市は、料金として使用者から既に徴収した金額と第26条第6項から第8項までの規定により算定した使用量に基づいた料金の金額に過不足が生じた場合は、その差額を精算する。

3 本市は、法令で規定する方法によって測定したガスの熱量のその月の算術平均値が第37条第1項に規定する標準熱量より2パーセントを超えて低い場合は、別表第9の算式により算定した金額に消費税等相当額を加えた額をその月の料金から減じる。

(早収料金等の端数処理)

第32条 早収料金、遅収料金及びその他の金額の単位は、各々1円とし、1円未満の端数が生じたときは、それぞれこれを切り捨てる。

(料金の支払方法)

第33条 使用者は、料金について口座振替又は払込み等の方法により、毎月支払わなければならない。ただし、第40条第1号及び第2号に規定する料金の支払は、払込み等の方法により支払わなければならない。

2 使用者が料金を口座振替の方法で支払う場合は、次に定めるところによる。

(1) 本市が指定した金融機関(以下「出納取扱金融機関等」という。)に支払わなければならない。

(2) 本市所定の申込書又は出納取扱金融機関等所定の申込書により、あらかじめ本市又は出納取扱金融機関等に申し込まなければならない。

(3) 料金の口座振替日は、本市が指定した日とする。

(4) 第2号により口座振替の申込みをした場合において、本市における当該口座振替への切替えの手続が完了するまでの間は、料金を払込みの方法で支払わなければならない。

3 使用者は、料金を払込みの方法で支払う場合は、本市で作成した納入通知書により本市又は出納取扱金融機関等に支払わなければならない。

- 4 使用者が第2項の規定により料金を口座振替の方法で支払う場合は、使用者の預金口座から引き落とされた日に、使用者が前項の規定により出納取扱金融機関等に料金を払込みの方法で支払う場合は、その出納取扱金融機関等に払い込まれた日に、本市に対し支払われたものとする。

(遅収料金の徴収方法)

第34条 本市は、使用者から遅収料金を徴収する場合は、早収料金に消費税等相当額を加えたものに相当する額を第29条第4項に規定する日までに徴収し、これと遅収料金に消費税等相当額を加えたものとの差額（以下「遅収加算額」という。）を、翌月以降の料金に加算して徴収する。この場合において、遅収加算額は、加算して請求する料金と同時に徴収する。

(料金の支払順序)

第35条 使用者は、支払義務の発生した順序で料金を支払わなければならない。

(工事費、修繕費、検査料その他の支払方法)

第36条 使用者は、工事費、供給施設の修繕費及び検査料その他代金を、原則として払込みの方法で、本市又は出納取扱金融機関等に支払わなければならない。

## 第6章 供給

(供給ガスの熱量等)

第37条 本市は、次に掲げる熱量、圧力及び燃焼性（以下「熱量等」という。）のガスを供給する。なお、「燃焼性」とは、ガスの消費機器に対する適合性を示すもので別表第10に定めるウオッベ指数と燃焼速度との組合せによって決められるものである。供給ガスは、この燃焼性によって類別されている。本市の供給するガスの類別は13Aであるので、ガス器具は13Aとされている器具が適合する。

### (1) 熱量

ア 標準熱量 50.2326 メガジュール (12,000 キロカロリー)

イ 最低熱量 48.9767 メガジュール

### (2) 圧力

ア 最高圧力 2.5 キロパスカル

イ 最低圧力 1.0 キロパスカル

### (3) 燃焼性

ア 最高燃焼速度 47

イ 最低燃焼速度 35

ウ 最高ウオッベ指数 57.8

エ 最低ウオッベ指数 52.7

- 2 本市は、前項第2号のアに規定する最高圧力を超えるガスの使用の申込みがあった場合

は、その使用者と協議のうえ、圧力を定めてそのガスを供給することができる。

- 3 本市は、第1項各号に規定するガスの熱量等及び前項の規定により定めた圧力を維持できないため使用者が損害を受けた場合は、その損害の賠償の責任を負う。ただし、本市の責めに帰すべき理由以外の理由により使用者が損害を受けたときは、本市は、その損害の賠償の責任を負わない。

(供給又は使用の制限等)

第38条 本市は、次の各号のいずれかに該当する場合は、ガスの供給を制限し、若しくは中止し、又は使用者に使用の制限若しくは中止をさせることができる。

(1) 災害等その他の不可抗力による場合

(2) ガス工作物に故障が生じた場合

(3) ガス工作物の修理その他工事施行のため必要がある場合

(4) 法令の規定による場合

(5) ガス漏れによる事故の発生のおそれがあると認めた場合(第44条第1項及び第2項の処置をとる場合を含む。)

(6) その他保安上必要がある場合

- 2 本市は、前条第1項各号に規定するガスの熱量等を維持できない場合及び前項の規定によりガスの供給を制限し、若しくは中止し、又は使用者にガスの使用の制限若しくは中止をさせる場合は、状況の許す限りその旨を報道機関その他適当な方法により使用者に周知するものとする。

(供給停止)

第39条 本市は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、ガスの供給を停止することができる。この場合において、本市が損害を受けたときは、原則として、使用者にその損害の賠償を請求することができる。

(1) 督促しても料金の支払がなく、第29条第4項に規定する日を経過した場合

(2) 本市と締結している他の契約(既に消滅しているものを含む。)の料金について前号の事実が判明し、期日を定めての支払請求にもかかわらず、なお、期日までに支払がない場合

(3) この条例の規定によって支払を要することとなった料金以外の債務を督促しても支払わない場合

(4) 検針、検査、調査その他の業務の執行を正当な理由なくして拒み、又は妨害した場合

(5) ガスを不正に使用し、又は使用しようとしたことが明らかに認められる場合

(6) 使用者が占有し、又は所有する土地に設置してある本市のガス工作物を故意に損傷し、又は亡失して本市に重大な損害を与えた場合

(7) 第44条第6項又は第45条第4項の規定に違反した場合

(8) その他この条例に違反し、その旨を警告してもなお改めない場合

- 2 前項第1号から第3号までに規定する場合は、ガスの供給を停止する日の5日前までに予告する。

(供給停止の解除)

第40条 本市は、前条第1項の規定によりガスの供給を停止した場合において、使用者が次の各号のいずれかに該当することを確認できた場合は、速やかにガスの供給を再開する。

- (1) 前条第1項第1号の規定による供給停止 第29条第4項に規定する日が到来したすべての料金を支払った場合
- (2) 前条第1項第2号の規定による供給停止 本市と締結している他の契約(既に消滅しているものを含む。)の料金で、第29条第4項に規定する日が到来したすべての料金を支払った場合
- (3) 前条第1項第3号から第8号までの規定による供給停止 その理由となった事実を解消し、かつ、本市に対して支払を要することとなった債務を支払った場合

(供給制限等の賠償)

第41条 本市は、第9条第4項、同条第5項、第38条第1項又は第39条第1項の規定により使用者が損害を受けた場合において、本市の責めに帰すべき理由がないときは、その損害の賠償の責任を負わない。

## 第7章 保 安

(供給施設の保安責任)

第42条 本市は、法令の定めるところにより、供給施設の保安の責任を負う。ただし、使用者が本市の責めに帰すべき理由以外の理由により損害を受けたときは、本市は、その損害の賠償の責任を負わない。

- 2 本市は、法令の定めるところにより、内管及びガス栓について、使用者の承諾を得てその設置の日以降検査をし、検査の結果を速やかに使用者に通知する。

(周知及び調査義務)

第43条 本市は、使用者に対し、ガスの使用に伴う危険の発生を防止するため、法令の定めるところにより、適宜必要な事項を報道機関を通じ、又は印刷物等を用いて使用者に周知するものとする。

- 2 本市は、法令で定めるところにより、消費機器について、使用者の承諾を得て法令で定めるそれぞれの技術上の基準に適合しているかどうかにつき調査をする。
- 3 本市は、前項の調査の結果、その消費機器が法令で定める技術上の基準に適合していない場合は、その使用者に所要の措置及びその措置を講じなかった場合に生じる結果を通知する。
- 4 本市は、前項の通知に係る消費機器について、法令の定めるところにより再び調査する。

(保安措置)

第44条 使用者は、ガス漏れを感知したときは、直ちにガスメーター(料金の算定の基礎とならないものを含む。)の入口のコックその他のコック及びガス栓を閉鎖して、本市にそ

の旨を通知しなければならない。

- 2 本市は、前項の通知を受けた場合は、速やかに適切な措置を講じる。
- 3 本市は、ガスの供給又は使用が中断された場合は、使用者に本市が知らせた方法で中断の解除のための操作をしてもらうことがある。この場合において、供給又は使用の状態が旧に復さないときは、第1項の場合に準じて本市に通知しなければならない。
- 4 使用者は、第42条第2項及び前条第3項の通知を受けた場合は、所要の措置を講じなければならない。
- 5 本市は、保安上必要と認める場合には、使用者の土地又は建物内に設置した供給施設及び消費機器について、修理、改造、移転若しくは特別の施設の設置を求め、又は使用を中止させることができる。
- 6 使用者は、本市の承諾なしに供給施設を変更し、又は供給施設及び第37条第1項に規定するガスの熱量等に影響を及ぼす施設を設置してはならない。
- 7 使用者は、第13条第2項の規定により設置したガスメーターについて、検針及び検査、取替え等の維持管理が容易な状態に保持しておかななければならない。

(保安に対する使用者の義務)

第45条 使用者は、本市が法令の定めるところにより周知した事項を遵守して、ガスを適正かつ安全に使用しなければならない。

- 2 使用者は、乾燥器、炉、ボイラー等保安上の取扱いに注意を要する特殊な消費機器を設置し、若しくは撤去する場合又はこれらの機器の使用を開始する場合には、あらかじめ本市の承諾を得なければならない。
- 3 使用者は、圧縮ガス等を併用する場合は、本市が指定する場所に本市が認める安全装置を設置しなければならない。この場合において、その設置に要する費用（設計見積金額に消費税等相当額を加えた額をいう。）は使用者が負担しなければならない。
- 4 使用者は、昇圧供給装置を使用する場合は、その使用方法に従い天然ガス自動車又は次のすべての条件を満たすものにガスを昇圧して供給することのみに使用しなければならない。
  - (1) 高压ガス保安法(昭和26年法律第204号)その他の関係法令に定めるものであること。
  - (2) 当該昇圧供給装置により昇圧可能な最高の圧力に耐えられる強度を持つものであること。
  - (3) 第37条に規定する供給ガスに適合するものであること。
  - (4) 高压ガス保安法その他の関係法令に定められる検査の有効期限内のものであること。
  - (5) 本市で認めた安全装置を備えるものであること。

## 第8章 雑 則

(使用場所への立入り)

第46条 本市は、次の業務の執行のため、使用者の承諾を得て職員を使用者の供給施設又は消費機器の設置の場所に立ち入らせることができる。この場合において、使用者は、正当

な事由がない限り立ち入ることを承諾しなければならない。

- (1) 検 針
  - (2) 検査及び調査のための業務
  - (3) 本市の供給施設の設計、施工又は維持管理に関する業務
  - (4) 第9条第2項から第4項の規定による解約に伴い、ガスの供給を終了させるための業務
  - (5) 第38条又は第39条の規定による供給若しくは使用の制限等又は停止のための業務
  - (6) その他保安上必要な業務
- 2 前項の場合において、本市は、職員に所定の証明書を携帯させ、使用者の要求に応じてこれを提示させる。

(実施細目)

第47条 この約款の実施に必要な細目的事項は、その都度使用者と本市との協議によるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この供給約款は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この供給約款の施行の日（以下「施行日」という。）前から継続して供給しているガスの使用で、施行日を含む料金算定期間に係る料金については、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この供給約款は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この供給約款の施行の日（以下「施行日」という。）前から継続して供給しているガスの使用で、施行日を含む料金算定期間に係る料金については、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この供給約款は、令和4年11月1日から施行し、検針日がこの供給約款の施行の日前の料金算定については、なお従前の例による。

別表第1 (第2条関係)

供給区域

秋田県	男鹿市	
	船川港椿	字中山、字東、字家ノ後、字岩山田、字坂ノ上及び字立林
	船川港台島	字鶉ノ崎、字野竹、字浜平、字不動前、字土坂、字小橋下、字中台及び字木戸口
	船川港本山門前	字祓川、字垂水及び字馬場崎
	船川港双六	字打越、字赤絵場、字蕨台及び字館山
	船川港小浜	字下台及び字小倉山
	船川港女川	字堂ノ前、字鶉ノ崎、字二ツ坂、字鷺野、字下長根、字大阪台、字上長根及び字山ノ田
	船川港増川	字大宮、字小泊、字総屋布、字鍋倉、字小田、字宮ノ下及び字小増川
	船川港南平沢	
	船川港船川	のうち字石砂坂を除く。
	船川港金川	字下小友、字留山、字大友、字金川、字上ノ山、字姫ヶ沢及び字上小友
	船川港仁井山	字中ノ又、字屋布台、字馬生目、字野辺、字谷地端、字森越字滝沢、字大沢口、字大石台及び字獅子台
	船川港比詰	
	男鹿市	
	船越	字八郎谷地、字寺後、字船越、字本町、字那場掛、字根木、字狐森、字内子、字一向、字サッピ、字杉山、字前野及び字堂ノ前 (のうち市道サッピ堂の前線から市道八郎湖岸線の接点を起点とし、市道曙橋2号線に至る区域を除く。)
	男鹿市	
	脇本田谷沢	字要沢、字住吉、字岩倉又、字豆沢、字立木沢、字大沢及び大橋向
	脇本富永	字丸森、字小谷地、字飯ノ森、字子川崎、字後沢、字大倉、字東前田、字太田、字野田、字南前田、字福田、字足洗田、字大牧、字延明寺、字岩倉、字梅ノ沢、字毘沙門沢、字下谷池、字堂ノ前及び字山王前
	脇本脇本	のうち字名不知、字下碓、字前谷地、字昼寝土手下及び字狭間田を除く。
	脇本浦田	のうち字有無沢を除く。
	脇本樽沢	のうち字大久保及び字綿見沢を除く。
	脇本百川	字後沢、字馬場台、字相ノ沢、字夏張、字山崎、字矢口、字方丈田及び字樽沢

男鹿市	
五里合鮪川	字張山、字上谷地、字十文字、字百崎、字鮪川、字寺沢、字長崎坂ノ下、字長崎、字馬場台、字槻木沢、字轟沢、字諸見台、字諸見坂川端、字大沢及び字寺台
五里合琴川	字大柳、字百刈田、字前田、字袖沢、字浜台、字浜田、字銭神沢、字縄手ノ内及び字沢田
五里合箱井	字町屋田、字百崎、字出ヶ沢、字三十刈、字是ヶ沢、字上源寺及び字山田
五里合神谷	字向谷地、字谷地中、字長者森、字銭神沢、字下石、字鮫ノ口、字塩辛、字上石、字石神及び字五郎右ヱ門
五里合中石	字月夜前、字疋沢、字城ノ上、字東山松原、字後田、字八幡前、字瓜沢、字大沢、字堂尻、字城ノ下、字中川崎、字高屋下、字山崎入谷地、字橋本、字高屋、字南浜野、字水尻及び字北浜野
男鹿市	
男鹿中滝川	字杉下、字林ノ下、字鶴巻、字坂ノ下、字萱置場、字大沢、字藤巻台、字大谷地、字根田面、字五輪野、字杉下台、字神田、字島田、字島田台、字島田面、字三ツ森、字三ツ森下台及び三ツ森上台
男鹿中浜間口	字浜田、字岡杭、字熊ノ堂、字川上岩瀬、字川上、字サブキ、字船坂、字下久保田沢及び字地藏台
男鹿中山町	字上宮ノ沢、字下芋沢、字下宮ノ沢、字大室沢、字小室沢、字芹柿沢、字家ノ口、字アミダ沢、字深田、字袖ノ沢、家ノ下、字子町田及び字大開
男鹿中中間口	字飯坂、字戸ノ木、字千刈田、字当田、字姥懐及び字橋本
男鹿市	
北浦相川	のうち字向台を除く。
北浦北浦表町	
北浦北浦	字長浜明前、字堤下、字長田、字籠田、字種田、字出口野、字中間、字山王林、字杉原、字北浦、字茨島、字浦沢、字池ノ田、字五輪野、字忍田、字鍛冶屋長根、字泉野、字一本木野、字前田、字沢田、字福ノ前、字塞ノ神、字雪車坂及び字平岱山
北浦野村	のうち字打道坂下及び字打道坂上台を除く。
北浦湯本	
北浦安全寺	字安全寺、字大沢口、字前田、字槐田、字供養塔台、字神田、字樋渡沢、字横枕及び字水沢
北浦真山	字塞ノ神下、字梅木田、字白根坂台、字木符田、字スト沢、字花取山、字姥ヶ沢、字鳥居下、字留山、字小谷沢川及び字



北浦西水口	水喰沢 字堂ノ前、字櫛坂、字下山谷、字苗代沢、字大坂下、字上山谷及び字上山
北浦西黒沢	字戸沢、字小浜沢、字仔沢、字上り山、字天王岱、字前田、字鳥ノ久保、字中山、字新屋敷、字館福、字上野、字木戸脇、字1ノ坂、字東山、字大滝沢、字穴ノ沢及び字山ノ田
北浦入道崎	字昆布浦、字家ノ上、字嶋畑、字丸山及び字内山
男鹿市	
戸賀戸賀	字長森前、字家ノ上、字戸賀、字滝沢、字羽山、字子沢及び字里道
戸賀浜塩谷	字大水沢岱、字大水沢、字家ノ上、字稜沢、字和山、字樋口及び字大岱
戸賀塩浜	字中岱、字平床、字上岱、字林山、字漁元崎、字釜坂木揚場、字2ノ岱、字大黒森、字金沢及び字壺ヶ沢
男鹿市	
払戸、福川、角間崎、鶉木、松木沢、本内、福米沢、野石	(ただし野石のうち、字下横沢台、字外の沢及び字中台を除く。)
南秋田郡	
大潟村	字中央、字東1丁目、字東2丁目、字東3丁目、字西1丁目、字西2丁目、字西3丁目、字西5丁目(ただし、大潟草原鳥獣特別保護区を除いた区域)、字南1丁目、字南2丁目、字北1丁目及び字北2丁目

別表第2 (第18条関係)

1 本支管工事費の本市負担額

設置するガスメーターの能力	ガスメーター1個につき市の負担する金額
4立方メートル毎時以下	60,000円
6立方メートル毎時	70,000円
10立方メートル毎時及び16立方メートル毎時	160,000円
25立方メートル毎時	250,000円
40立方メートル毎時	400,000円
65立方メートル毎時	900,000円
100立方メートル毎時	1,000,000円

- 2 上記以外のガスメーターを設置する場合の本市負担額は、設置するガスメーターの能力 1 立方メートル毎時につき 10,000 円の割合で算定した金額とする。

別表第 3 (第 18 条関係)

本支管及び整圧器

	口 径
本支管	50 ミリメートル以上 200 ミリメートル以下。ただし、最高使用圧力が 0.1Mpa 以上の導管を用いる場合には、口径 25 ミリメートル以上とする。
整圧器	25 ミリメートル以上

別表第 4 (第 26 条関係)

ガスメーターの誤差が使用公差を超えている場合の使用量の算式

1 速動の場合

$$V = V_1 \times (100 - A) / 100$$

2 遅動の場合

$$V = V_1 \times (100 + A) / 100$$

(備 考)

V は、第 26 条第 6 項の規定により算定する使用量

V<sub>1</sub> は、計量法で定める使用公差を超えているガスメーターの読みによる使用量 A は、計量法で定める使用公差を超えているガスメーターによる速動又は遅動の割合 (パーセント)

別表第 5 (第 26 条関係)

最高圧力を超える圧力で供給する場合の使用量の算式

$$V = V_1 \times (101.325 + P) / (101.325 + 0.981)$$

(備 考)

V は、第 26 条第 9 項の規定により算定する使用量

P は、最高圧力を超えて供給する圧力 (キロパスカル)

V<sub>1</sub> は、ガスメーターの読みによる使用量

別表第 6 (第 29 条、第 30 条関係)

契約に適用する料金表

1 適用区分

料金表 A 使用量が 0 立方メートルから 15 立方メートルまでの場合に適用する。

料金表 B 使用量が 15 立方メートルを超え、100 立方メートルまでの場合に適用する。

料金表C 使用量が100立方メートルを超える場合に適用する。

## 2 早収料金の算定方法

(1) 早収料金は、基本料金(税抜)と従量料金の合計とする。従量料金は、基準単位料金(税抜)又は第30条の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定する。

(2) 調整単位料金の適用基準は、次のとおりとする。

ア 料金算定期間の末日が1月1日から同月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定に当たっては、前年8月から10月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用する。

イ 料金算定期間の末日が2月1日から同月28日(うるう年は同月29日)に属する料金算定期間の早収料金の算定に当たっては、前年9月から11月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用する。

ウ 料金算定期間の末日が3月1日から同月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定に当たっては、前年10月から12月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用する。

エ 料金算定期間の末日が4月1日から同月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定に当たっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用する。

オ 料金算定期間の末日が5月1日から同月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定に当たっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用する。

カ 料金算定期間の末日が6月1日から同月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定に当たっては、当年1月から3月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用する。

キ 料金算定期間の末日が7月1日から同月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定に当たっては、当年2月から4月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用する。

ク 料金算定期間の末日が8月1日から同月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定に当たっては、当年3月から5月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用する。

ケ 料金算定期間の末日が9月1日から同月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定に当たっては、当年4月から6月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用する。

コ 料金算定期間の末日が10月1日から同月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定に当たっては、当年5月から7月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用する。

サ 料金算定期間の末日が11月1日から同月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定に当たっては、当年6月から8月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用する。

シ 料金算定期間の末日が12月1日から同月31日に属する料金算定期間の早収料金の

算定に当たっては、当年7月から9月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用する。

### 3 料金表A

#### (1) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	660.0000円(税込)
	600.00円(税抜)

#### (2) 基準単位料金

1立方メートルにつき	257.9940円(税込)
	234.54円(税抜)

#### (3) 調整単位料金

前号の基準単位料金(税抜)を基に第30条の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金とする。

### 4 料金表B

#### (1) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	1,009.8000円(税込)
	918.00円(税抜)

#### (2) 基準単位料金

1立方メートルにつき	234.6740円(税込)
	213.34円(税抜)

#### (3) 調整単位料金

前号の基準単位料金(税抜)を基に第30条の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金とする。

## 5 料金表C

### (1) 基本料金

1 か月及びガスメーター 1 個につき	3,339.6000 円 (税込)
	3,036.00 円 (税抜)

### (2) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	211.3760 円 (税込)
	192.16 円 (税抜)

### (3) 調整単位料金

前号の基準単位料金 (税抜) を基に第 30 条の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金とする。

## 別表第 7 (第 29 条関係)

### 早収料金の日割計算(1)

早収料金は、次の日割計算後基本料金 (税抜) と従量料金の合計とする。なお、別表第 6 を適用する場合、料金表 A、料金表 B 又は料金表 C の適用区分は、料金算定期間の使用量に 30 を乗じ、次の日割計算日数で除した 1 か月換算使用量による。

#### 1 日割計算後基本料金 (税抜)

基本料金 (税抜) × 日割計算日数 / 30

#### 備考

ア 基本料金 (税抜) は、別表第 6 の料金表における基本料金 (税抜)

イ 日割計算日数は、料金算定期間の日数。ただし、第 29 条第 6 項第 2 号から第 5 号までの場合において料金算定期間の日数が 31 日以上 35 日までのときは 30

ウ 計算結果の小数点第 3 位以下の端数は切捨て

#### 2 従量料金

別表第 6 の料金表における基準単位料金 (税抜) 又は第 30 条の規定により調整単位料金を算定した場合はその調整単位料金に使用量に乗じて算定する。なお、調整単位料金の適用基準は別表第 6 における適用基準と同様とする。

## 別表第 8 (第 29 条関係)

### 早収料金の日割計算(2)

早収料金は、次の日割計算後基本料金 (税抜) と従量料金の合計とする。なお、別表第

6を適用する場合、料金表A、料金表B又は料金表Cの適用区分は、料金算定期間の使用量に30を乗じ、30から供給中止期間の日数を差し引いた日数で除した1か月換算使用量による。

#### 1 日割計算後基本料金（税抜）

基本料金（税抜）×（30－供給中止期間の日数）／30

備考

ア 基本料金（税抜）は、別表第6の料金表における基本料金（税抜）

イ 供給中止期間の日数は、供給中止の日の翌日から供給再開の日までの日数、ただし、31日以上の場合は30

ウ 計算結果の小数点第3位以下の端数は切捨て

#### 2 従量料金

別表第6の料金表における基準単位料金（税抜）又は第30条の規定により調整単位料金を算定した場合はその調整単位料金に使用量を乗じて算定する。なお、調整単位料金の適用基準は、別表第6における適用基準と同様とする。

#### 別表第9（第31条関係）

標準熱量より2パーセントを超えて低い場合において料金から減額する金額の算式

$$D = (F \times (C - A)) / C$$

（備考）

Dは、第31条第3項の規定により算定する金額

Fは、第28条の規定により算定した従量料金

Cは、第37条第1項各号に規定する標準熱量等（キロカロリー）

Aは、法令に規定する方法によって測定したガスの熱量のその月の算術平均値

#### 別表第10（第37条関係）

燃焼速度・ウオッベ指数

1 燃焼速度は、ガスの組成によって決まるもので、次の計算式によって得られる数値をいう。

[算式]

$$MCP = \sum (S_i f_i A_i) / \sum (F_i A_i) \times (1 - K)$$

MCPは、燃焼速度

$S_i$ は、ガス中の各可燃性ガスの燃焼速度であって、次の表に掲げる値

$f_i$ は、ガス中の各可燃性ガスに係る係数であって、次の表に掲げる値

$A_i$ は、ガス中の各可燃性ガスの含有率（体積百分率）

Kは、減衰係数であって、次の式により算出した値

$$K = (\sum A_i / \sum (\alpha_i A_i)) \{ ((2.5CO_2 + N_2 - 3.77O_2) / (100 - 4.77O_2)) + ((N_2 - 3.77O_2) / (100 - 4.77O_2))^2 \}$$

$\alpha_i$ は、ガス中の各可燃性ガスの補正係数であって、次の表に掲げる値

CO<sub>2</sub>は、ガス中の二酸化炭素の含有率（体積百分率）

N<sub>2</sub>は、ガス中の窒素の含有率（体積百分率）

O<sub>2</sub>は、ガス中の酸素の含有率（体積百分率）

	水素	一酸化炭素	メタン	エタン	エチレン
S i	282	100	36	41	66
f i	1.00	0.781	8.72	16.6	11.1
α i	1.33	1.00	2.00	4.55	4.00

	プロパン	プロピレン	ブタン	ブテン	その他の炭化水素
S i	41	47	38	47	40
f i	24.6	21.8	32.7	28.5	38.3
α i	4.55	4.55	5.56	4.55	4.55

- 2 ウオッベ指数とは、ガスの熱量及び比重によって決まるもので、次の算式によって得られる指数をいう。

[算 式]

$$W I = H / (\sqrt{a})$$

W I = ウオッベ指数

a = ガスの空気に対する比重

H = 単位当たりのガスの熱量

- 3 燃焼性の類別は、燃焼速度、ウオッベ指数により定まり、その範囲とガスグループの対応は、次の表のとおりとする。

燃焼性の類別	ガスグループ	ウオッベ指数 (W I)		燃焼速度 (M C P)	
		最小値	最大値	最小値	最大値
13A	13A	52.7	57.8	35	47